

(へ)人材養成確保(法第13条第1項第6号)

小項目 No. 24 人材養成確保の充実

【中期計画】

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。そのため、以下の措置を講ずる。

- 国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるとともに専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。
- 人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、NGO人材育成プログラム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

【年度計画】

ア. 国際協力関連機関・団体と連携しつつ、引き続き「PARTNER」利用者、利用団体並びに情報提供件数の拡充、人材登録の勧奨に努める。特に多様化する援助ニーズに伴い不足する分野について、引き続き人材の登録を促進する。

また、現場の援助ニーズと有為な人材のよりの確かつ効率的なマッチングのために、既存の人材データベースとのリンクやキャリアガイダンス機能の一層の充実を図る。

イ. 平成17年度に策定した研修内容の見直し計画に基づき、研修コース等の所要の改編を行い、在外における援助の現場の知見や援助の各課題についての調査研究の成果を活かしながら、研修を実施する。また、技術協力案件の実施状況等により変化する専門家ニーズの動向及び研修成果の評価結果等に応じて、今後に向けた研修実施計画を策定する。

ウ. 人材育成を更に幅広く行うため、国際開発問題を専攻する大学院生などの人材を対象としたインターンの受入れを引き続き積極的に行う。

エ. NGOの人材育成に関しては、NGOスタッフ研修(NGO人材育成研修)、NGO-JICA相互研修等各種研修について、NGO職員とJICA職員が共同で計画・実施し、引き続き、質の向上に努める。また、その際、NGO関係者等市民がより主体的に国際協力を計画・立案する能力を高めていくことに留意しつつ実施していく。

オ. 国内機関を通じて、地域の大学との連携講座の推進を図るとともに、質的向上を図る。

【当年度における取り組み】

国際協力人材の確保及びマッチングの促進の観点から、国際協力人材センターの専用ホームページ「PARTNER」の利用者を増やすとともに、キャリアガイダンス機能を強化した。また、専門家派遣前研修のカリキュラムの刷新、従来の専門家養成研修を改編し、即戦力人材への能力付加型研修である「能力強化研修」の設置を行った。さらに、インターン受入を始め、大学やNGOと連携した人材養成に取り組んだ。

1. 国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進

(1) 国際協力人材センターの情報提供、相談業務の実施状況

国際協力人材センターでは専用ホームページ「PARTNER」を通じた情報提供を進め、利用者数も後述のとおり順調に推移している。

また、JICA事業を始めとする国際協力への参画を目指す人へのキャリアガイダンス機能の強化に引き続き取り組んでおり、8月にはキャリア相談員による人材登録者向けの面談サービスを開始した。こうした面談サービスでは、事業の現場で求められる資質や能力、そのために望ましい実務経験などについて、直接助言及び指導を行っている。従来のメールによる相談サービスと併せ、平成18年度の相談件数は208件に達し(17年度195件)、利用者からは好評を得ている。

加えて、企画調査員や業務調整員などを目指す人材向けに9月末より「PARTNER」内に「JICA公募案件情報サイト」を開設し、JICA事業で求められる能力、資質等の紹介や、応募手続きの説明等様々な情報提供を行っている。

さらに、JICA事業への参画を志す人を対象に、「国際協力人材セミナー」を3カ所で開催し(東京・神戸・北九州)、JICA事業における民間人材の確保及び活用の現状を紹介したほか、キャリア相談員及び機構職員による個別相談会を実施した。このうち神戸では、外務省国際機関人事センターとの共催により、国連人口基金(UNFPA)や国連地域開発センター(UNCRD)などの国際機関やNGOの協力も得て、参加者のニーズに多角的に応えるプログラムを構成した。各セミナーには、専門家やコンサルタントなど、プロフェッショナルとしてJICA事業への参画を志す約60名～150名の参加があり、このうち約30名～110名に及ぶ参加者の個別相談に対応した。アンケート結果によれば、各セミナーの参加者の8割以上から「大変有意義であった」または「有意義であった」との評価を得た。

(2) 情報提供件数、情報提供制度の利用者数

「PARTNER」における情報提供団体として国際協力関連機関・団体が登録した件数は18年度も順調に推移し、累計で288団体(17年度比14.3%増)に達した。その内訳は、NGO/NPOが全体の35.8%、法人コンサルタント22.9%、公益法人18.8%、(本邦に事務所をおく)国際機関5.9%、政府関係機関5.9%、学校法人3.8%、その他6.6%となっており、主要な国際協力関連機関・団体はほぼ登録されている。これら登録機関・団体による「PARTNER」を通じた情報提供件数は、18年度は2,521件となり、17年度比約10%増となった。

●登録機関・団体数 36団体 (累計288団体)

●情報提供件数(求人情報、研修・セミナー情報等)

2,526件 (累計7,058件)

一方、「PARTNER」を通じた情報提供制度の利用者も順調に増加している。求人情報の利用者数(アクセス数)は、月平均約3万件を超え、通年のアクセス件数は17年度比約55%増

となった。

加えて、前述のとおり、各種キャリアガイダンス機能の強化を通じた情報提供を積極的に行った。

【情報提供制度ごとの利用状況】

- ・ 求人情報利用者数（アクセス件数） 374,908件（累計 794,810件）
- ・ 研修・セミナー情報利用者数（アクセス件数） 51,357件（累計 121,744件）
- ・ メール配信サービス（登録者数） 3,258件（累計 18,690件）
- ・ キャリア相談サービス利用者数（相談件数） 207件（累計 572件）

（情報提供制度）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
提供件数	—	358件 (716件)	1,883件 (163%増)	2,291件 (220%増)	2,526件 (253%増)
利用者数 （「PARTNER」トップページのアクセス数）	—	106,571件 (213,142件)	233,368件 (9.5%増)	282,216件 (32.4%増)	289,727件 (35.9%増)

*1. 15年度のカッコ内は、通年換算した件数を示す。

*2. 16年度以降のカッコ内は15年度実績（通年換算）に対する増減率を示す。

（3）専門家等登録件数

「PARTNER」を通じた国際協力人材の登録について、17年度末の登録者数7,316名に対し、18年度末の登録者数は、1,176名増の8,492名となった。この背景として、前述のとおり、「PARTNER」やその他の広報活動での人材登録制度の紹介及び登録勧奨を推進したことに加え、登録団体の増加と情報提供件数の増加により「PARTNER」の有用性が高まった点が考えられる。

（専門家等登録件数）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
登録件数	3,352人	4,607人	6,038人	7,316人	8,492人

また、登録者のうち41.2%にあたる3,500人が、「PARTNER」上で専門性や海外活動歴などの自己プロフィールを公開している。これらの情報については、上記登録団体が随時検索、閲覧できるため、国際協力における人材リクルートの機会を広げるものとして活用されている。登録団体による検索、閲覧件数は月100件を超え、登録団体からは「『PARTNER』を通じ、良い人材を確保できた」という報告があったほか、人材登録者からも「登録団体より仕事のオファーがきた」「（自分の専門性を活かす）仕事に就くことができた」などの声が寄せられている。

2. 専門家養成研修の見直しと充実

専門家となる人材の養成について、従来の専門家養成研修を廃止し、即戦力人材に対する能力

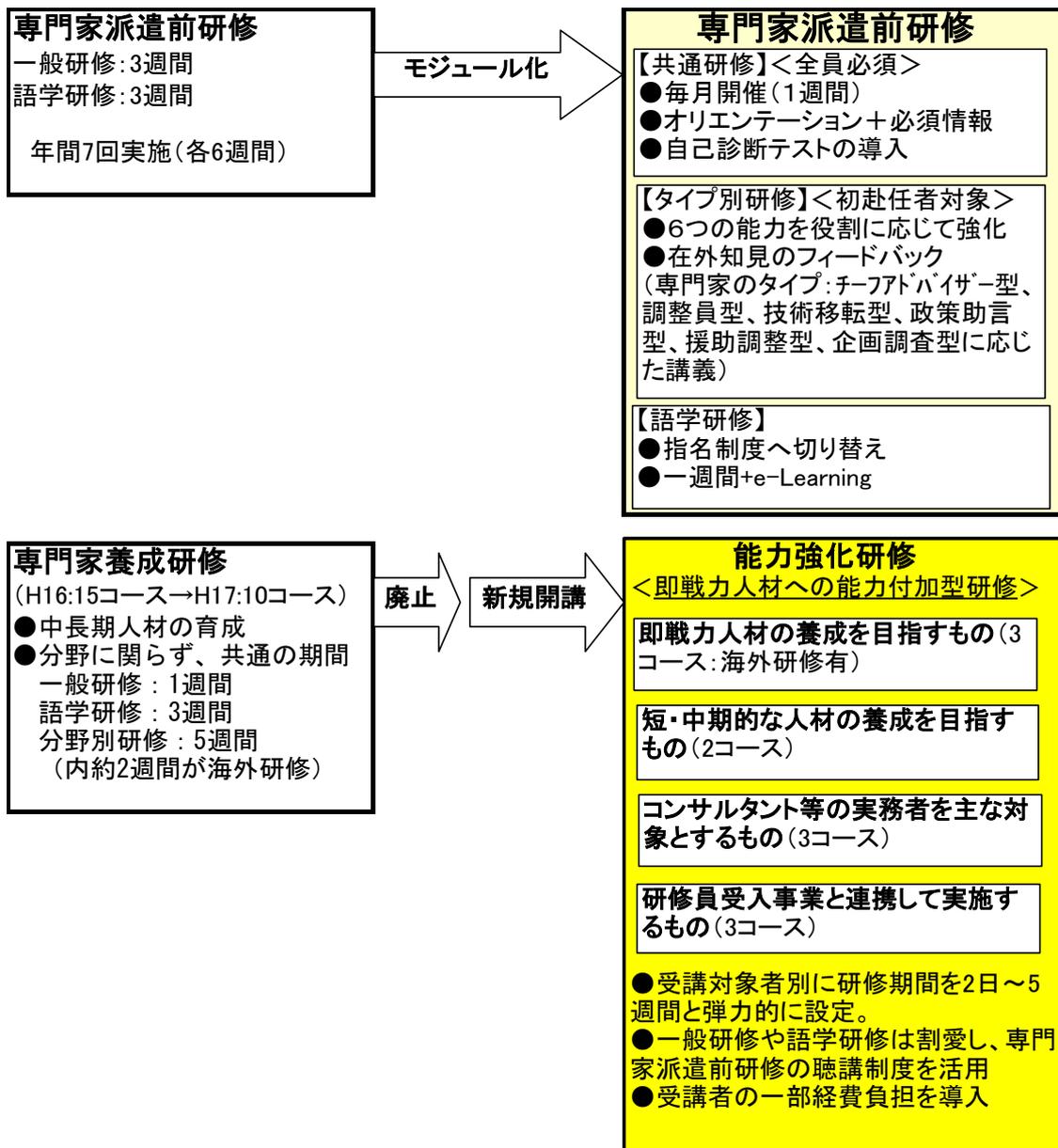
付加型研修として、受講対象者別に研修期間や経費負担を弾力的に設定する「能力強化研修」を新たに設置した。旅費等の受講者負担を導入したにもかかわらず、研修期間の短いコースを中心に従来より応募が増加し、6～7倍の競争率となるコースも出てきたのを始めとして、全コース平均の応募倍率は約4倍となった（平成17年度における専門家養成研修の応募倍率は約2倍）。また研修員受入事業と連携して実施する研修を拡充するとともに、専門家派遣前研修との連携型研修も試行実施した。18年度の能力強化研修の実績は、11コース、受講者数104名となった（17年度専門家養成研修実績は11コース84名）。

また、開発途上国に派遣される専門家の派遣前研修については、17年度に実施したアンケート調査の結果も踏まえ、派遣タイプ（チーフアドバイザー型、業務調整型、技術移転型、政策助言型、援助調整型、企画調査型）に応じたモジュール型の新カリキュラムを導入した。研修内容は機構が実施してきた調査研究の成果を踏まえた講義（キャパシティ・ディベロップメント、国を見る視点等）も組み込み、より実践的なものになっている。派遣のタイミングに合うように、従来の年7回から毎月開催の、年12回（共通及びタイプ別6回、共通のみ6回）の実施に変更し、339名が受講した。専門家経験者を研修コーディネーターとして新規配置し、講義内容の調整、受講アンケートや自己診断シート（18年度新規導入）の分析、関係者へのフィードバック等により研修の質を確保する体制を整えた。自己診断シートの分析によれば、研修受講前後を比較し、専門家に求められる能力の各項目が十分かつバランスよく伸びていることが確認された。

さらに、18年度下半期から聴講制度を導入し、省庁等の専門家候補者、ジュニア専門員、専門家養成個人研修生等が、派遣前研修の講義を予め受講し、実際に派遣が決定する前でも能力強化を図れるようにした。聴講者には聴講手帳を配布し、5年以内に受講した記録は「単位」として承認し、専門家としての派遣が決定した場合には希望により専門家派遣前研修の講義を免除することとした。聴講者の実績は延べ1,018名、聴講手帳の配布実績は54名となった。

また、語学研修の効率的実施のため、18年度下半期より研修期間を3週間から1週間に短縮し、個々人の状況に応じた効果的な学習法の習得に重点を置くとともに、赴任後の継続学習のためのe-Learningシステムを導入した。

< 専門家関連研修の見直しの全体像 >



3. 幅広い人材育成のための取組

(1) インターンの受入

大学院生を対象にした公募型インターンは126名が応募し、最終的に49名を受け入れた。(実習先は本部10名、国内機関8名、在外事務所31名。)また、国内機関等が所管地域の大学を中心に学部生も対象として、インターンシップ受入に関する覚書を交わし、大学側のニーズに応じて受入れたインターンは32大学69名であった。

(インターンの受入)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
受入人数	89人	110人 (24%増)	112人 (26%増)	133人 (49%増)	118人 (33%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

(2) NGO人材育成研修等の実施

18年度で9回目を迎えるNGO-JICA相互研修は、ガバナンスをテーマとした研修を東京で開催(9月)した。さらに、従来からあった東京以外での開催の要望に対応すべく、大阪でも開催(11月)した。いずれも、NGOと機構双方の検討委員が協働して研修の企画立案に取り組むプロセスも含め、よりよい連携のあり方を探ることを重視した。PCM(プロジェクト・サイクル・マネジメント:国際協力プロジェクトの計画立案・実施・評価の手法)研修は、18年度は、東京に加え、兵庫、九州、沖縄で開催した。NGOが企画立案に参画したほか、草の根協力支援型事業に応募する上でのヒントとなるような工夫を盛り込むなど、受講者側のニーズに応える研修を実施した。また、参加促進の観点から研修期間が1日と2日間の2パターンで開催した。これらのNGO人材育成研修等の18年度の参加実績は134人となった。なお、これら以外にも、国内拠点を中心に市民参加協力事業の一環として地域のNGO等に対して連携事業に関する研修や勉強会を実施している。

(NGO人材育成研修等)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
参加人数	51人	59人 (16%増)	99人 (94%増)	132人 (158%増)	134人 (163%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

【JICA沖縄におけるPCM研修】

JICA沖縄では19年1月27日、28日の2日間、市民参加協力事業の一環としてPCM研修を実施し、県内のNGOや大学など6団体21名が参加した。

研修は3グループに分けて行われ、グループ毎に、設定された事例から対象地域の関係者は誰か、地域の問題点は何かといった点を分析し、その分析結果に基づいて対象地域の問題を解決するためのプロジェクトを立案・計画した。

- ・仕事を増やそうプロジェクト(グループA)
- ・農業収入向上プロジェクト(グループB)
- ・牛豚鶏プロジェクト(グループC)

参加者からは、「自分達のプロジェクトに活かしたい。今後の活動に役立てたい」、「実際に海外でのプロジェクトを担当しているが、今回の研修で勉強したことが実はとても重要であり、現場で活動している際の考えが甘かった点や抜けている点などを実感した。」などのコメントが寄せられた。沖縄県からはこれまでに採択されている草の根パートナー型「ブラジル国北部沿岸の荒廃マングローブ生態系復元事業」、地域提案型「緩速ろ過を使用した上水道の管

理技術研修」等が提案、実施されており、今後もそのような地域特性を活かした草の根技術協力事業やNGOとの連携事業、NGO自身の活動に、PCM研修の成果が活用されることが期待される。

さらに、NGO向け研修の改善のための調査を実施し、19年度以降の研修の方向性として、①地方での展開、②NGOが企画段階から参加する研修、の二点を基本とする案を取りまとめ、新規研修の企画案を作成した。

(3) 大学との連携講座の実施

大学との連携講座は、18年度に99大学で155件実施した。このうち単位認定がなされる大学は60大学になり、17年度の31大学から大幅に増えており、単に国際協力について触れるというだけでなく、大学との連携が着実に進んでいる。

さらに、研修員受入、専門家派遣、技術協力プロジェクトの実施、連携講座の実施等、機構との協力実績を有する大学について、包括的な枠組を設けて関係を強化する連携包括協定を16年度に導入した。18年度は、12月に筑波大学と、19年2月に大阪大学との間で締結し、協定を締結している大学は累計で5大学となった。連携協定第一号（16年度締結）である帯広畜産大学では、国際協力ユニットが設置され、①学生の青年海外協力隊短期派遣としての参加、②卒業生の協力隊への参加、③協力隊から帰国後の大学院進学者への奨学金特別枠の設定等を有機的に組み合わせて、将来、国際協力の専門家、研究者、教育者等として活躍できる国際協力人材の育成が図られている。

また、17年度に引き続き、これまで機構との協力実績が豊富でない場合でも、今後の国際協力事業への熱意、発展性が見込まれる大学について、近隣の国内機関との間で協力枠組を強化することを目的とした覚書を締結することとし、11月に九州大学と締結し、連携講座を実施した。

さらに、18年度は、これまでの大学との連携実績の取りまとめと分析を行った。その結果を踏まえ今後の連携方針を策定し、①知的発信、②事業実施、③援助人材育成、④開発教育の面で、大学のリソースの活用及び連携によるメリットを双方が得られる関係に留意しつつ、複合的な連携の枠組を強化することとした。

(ト) 附帯業務（法第13条第1項第7号）

小項目 No. 25 附帯業務（案件形成支援、調査研究）の実施状況

【中期計画】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。

【年度計画】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。

【当年度における取り組み】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府の政策や方針に基づき、優良案件や緊急性の高い案件の発掘・形成支援事業を適確に実施した。

また、重要な開発課題に係る調査研究の実施により、新たな事業戦略課題の分析や事業経験の体系化を行うとともに、その成果を積極的な発信し共有を図った。

1. プロジェクト形成調査等の実施状況

平成17年度に引き続き開発途上国の重点開発課題について、現地ODAタスクフォースの枠組を用いた在外主導により、課題を解決するための中長期のプログラムをデザインし、具体的な技術協力プロジェクトや開発調査、専門家派遣など協力案件の形成支援を進めた。

18年度は、88カ国で325のプログラムについて案件形成支援事業を実施した（東南アジア55プログラム、その他のアジア63プログラム、大洋州18プログラム、中南米65プログラム、アフリカ85プログラム、中東30プログラム、欧州9プログラム）。この結果、これまでに618件の具体的な案件を形成し、20年度の新規案件として検討される予定である。このうち、17年度から継続検討し、18年度に形成された案件、また18年度新規に形成された緊急性が高く熟度のある案件267件については、18年度下半期もしくは19年度の新規案件として既に採択された。

なお、17年度に実施した案件形成支援事業（88カ国307プログラム）においては、498件の具体的な案件形成を行い、18年度及び19年度の新規案件検討にて、厳しい予算削減の状況下267件が採択され、さらに40件が予算等の状況により追加採択される候補案件として挙げられている。

【案件形成プログラムの実施事例】

インドネシア「民間セクター開発プログラム」では、民間や大学などと連携し、その知見を活用した案件形成を行った。

ア. 民間との協力及び知見の活用

「日伊官民合同投資フォーラム」の支援に際し、基礎資料の作成や議論の

過程での課題抽出、分析等について現地の民間シンクタンクに委託を行った。また、同議論のプロセスにジャカルタ日本人商工会議所の協力を得て、投資促進に向けた提言を多く盛り込んだ。これらの提言は日伊間経済連携協定（EPA）交渉に反映され、EPAの枠組形成の促進を支援する技術協力個別案件「工業開発アドバイザー」の要請に結びつき、19年度案件として採択された。

イ. 大学との協力及び知見活用

企画調査員、インドネシア政府（国民教育省）、同国内の関係国立大学等によるタスクを設置し連携してインドネシアの高等教育に係る課題を抽出した。その結果が活用され、技術協力広域案件「アセアン工学系高等教育ネットワーク（フェーズ2）」に係る要請がなされ、19年度案件として採択された。

2. 調査研究等の実施状況

（1）事業実施に効果的な調査研究の拡充・強化

機構は、案件形成支援及び事業の質の向上に貢献するため、援助課題や事業戦略の分析・検討、事業経験のレビューと援助手法の改善を目的とした調査研究を行っている。18年度は、新たな事業戦略課題の分析、提言と、現場の実践事例の分析から知見を集約する事業経験の体系化を念頭にテーマを選定し、合計28件を実施した。

新たな事業戦略課題の分析については、ODA政策・指針に資するものとして「クリーン開発メカニズム（CDM）」、「途上国の人口高齢化」、「東南アジア地域援助研究」等を完成させ、17年度からの継続案件として「国のリスク対応能力を踏まえた中長期的な支援」「アフリカ地方分権化」等を実施した。また、新JICA発足に向けた準備、昨今の気候変動への国際世論の高まりを踏まえ、新規案件として「資金協力と技術協力の一体的実施」、「気候変動に対する適応策」等に着手した。

事業経験の体系化については、キャパシティ・ディベロップメント（CD）事例研究で、17年度末からの継続案件3件（「省エネルギー分野」、「ケニア中等理数科教育」、「ネパール森林保全協力」）を完成させた。また、新たにCD事例研究として「タイ地方行政」、「コミュニティ防災」、「タンザニア・モロゴロ州保健行政強化」等を実施し、20年にOECD/DAC（経済協力開発機構（OECD）下の開発援助委員会）がガーナにおいて開催予定の援助効果向上ハイレベルフォーラムでの発信を念頭に置いた事例の蓄積を進めた。

（2）調査研究の効果的発信の促進

調査研究の効果的共有を念頭に、機構内の調査研究調整委員会、質の向上検討会及び理事会による新規実施案件の承認という一連の案件決定プロセスに加え、より影響力のあるテーマを選定すべく、調査研究調整委員会に諮る前に外部有識者6名からなる調査研究懇談会や各部長からの意見聴取を行うこととした。また、研究会の公開や、外部講師を迎えての連続セミナーの開催な

ど、調査研究の実施過程でも幅広く情報の発信、共有を図り論点整理や分析を行う取組も強化した。

また、引き続きホームページ等を通じて調査研究結果を発信するとともに、国際場裡での研究成果の発信も各種実施した。「途上国の人口高齢化」については、国内で公開セミナーを開催したほか、9月の世銀IMF年次総会では分科会をIMFと共催し、1月のグローバル・ディベロップメント・ネットワーク（GDN：開発に関する世界各国の政策・研究機関からなるネットワーク）北京年次会合では調査概要報告をベースにした分科会を主催した。さらに、他機関の主催する国際シンポジウム（2月九州大学による日中韓シンポジウム、19年5月アジア開発銀行（ADB）京都年次総会）で発表を依頼されるなど、その取組は国内外で高く評価された。CD事例研究「省エネルギー分野」、「ケニア中等理数科教育」及び「ネパール森林保全協力」については、10月のLenCD（Learning Network for Capacity Development：CD支援や援助機関内のCD主流化の教訓を共有し学び合うことなどを目的とする援助機関間のネットワーク）ナイロビ会合での発表に使用し、機構が現場レベルで行っているCDの実践に対する他ドナー、国際機関の理解や評価に繋がった。

さらに、専門家派遣前研修、能力強化研修、研修員受入事業（本邦研修）でCD調査研究成果の実践事例を用いた講義を行うとともに、援助計画立案のための国・地域を把握する手法に関する調査研究「国を見る能力」の成果を活用して、在外赴任者研修、専門家派遣前研修、新入職員海外OJT派遣前オリエンテーションで講義を行った。課題別研修「官民パートナーシップ（PPP）」のケーススタディでは、「官民パートナーシップ（PPP）を導入したODA事業のあり方」の成果が活用された。いずれの講義についても、受講者からは高い評価を得ている。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

小項目 No. 26（予算、収支計画、資金計画）

【中期計画】

（1）予算（人件費の見積を含む。） 別表 1

運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

[人件費の見積り]

期間中 49,000 百万円を支出する。

但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法]

ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

①平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までは積み上げ方式とする。

②平成 16 年度以降

次の算定式による

$$\text{運営費交付金額} = [\text{人件費} + \{\text{業務経費 (A)} + \text{一般管理費 (B)}\} \times \alpha] \times \beta + \gamma - \text{自己収入 (C)}$$

α : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β : 効率化係数。業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 特殊要因。政府主導による重点施策の実施等の事由により時限的に発生する経費であって、業務の運営に影響を与えうる規模の経費であり、各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

(i) 人件費

毎事業年度の人件費については、以下の数式により決定する。

$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{退職手当}$$

基本給等 : 役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当等の人件費（退職手当を除く）をいい、次式により算定する。

$$\text{基本給等} = \text{直前の事業年度の基本給等} \times \sigma$$

σ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与改定及び外国為替変動等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

退職手当：当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される、毎事業年度の退職手当額。

(ii) 業務経費（人件費を除く）

毎事業年度の業務経費（A）については、以下の数式により決定する。

$$\text{業務経費 (A)} = \{A (y - 1) - \gamma (y - 1)\} \times \varepsilon 1$$

A (y - 1)：直前の事業年度における業務経費（A）。

$\gamma (y - 1)$ ：直前の事業年度における特殊要因。

$\varepsilon 1$ ：政策係数。法人の業務の進捗状況や新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案した係数として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。

(iii) 一般管理費（人件費を除く）

毎事業年度の一般管理費（B）については、直前の事業年度における一般管理費（B）と同額とする。

(iv) 自己収入

毎事業年度の自己収入（C）については、以下の数式により決定する。

$$\text{自己収入 (C)} = C (y - 1) \times \varepsilon 2$$

$\varepsilon 2$ ：政策係数。自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。

(2) 収支計画 別表 2

寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

●固定経費節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行う。

(3) 資金計画 別表 3

融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。

【年度計画】

1. 予算（人件費の見積を含む。）別表 1（略）

2. 収支計画 別表 2（略）

寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

国内機関再編の方針に基づき、対象となる機関の機能の再編を実施する。

3. 資金計画 別表 3（略）

融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。

【当年度における取り組み】

1. 予算、収支計画、資金計画に関する実績

決算報告書：別表1

損益計算書：別表2

キャッシュフロー計算書：別表3

2. 自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行の実績

自己収入のうち、寄附金については、平成18年度においては全6件（72万円）の受入実績があった。なお、19年度からは、国際協力に対する国民の参画機会を広げるなどの観点から、寄附金を受け入れる活動を積極的に行うこととしている。

雑収入については、別表1（決算報告書）のとおり878百万円の収入があったが、そのうち予算編成時には見積もることのできない過年度経費の戻し入れ等を除くと収入は596百万円であり、265百万円の増収となった。この主な要因は、利息収入増加、在外事務所における借上住宅使用料収入増加等によるものである。

固定経費は、事務所賃借料、公用車経費、パソコン借料、通信運搬費及び光熱水料を対象とし、その節減を図っている。18年度は、17年度に実施した通話料金サービス契約の見直しによる節減効果の平年度化等もあり、17年度実績に比べて約33百万円の通信運搬費の節減を図ったほか、光熱水料についても約31百万円削減した。固定経費の主なものの経費実績は、財務諸表附属明細書の費用明細内訳に記載している。

予算の効率的執行については、引き続き、長期派遣専門家の新規派遣人数の削減、専門家手当の合理化、研修員滞在経費の削減等に取り組んだ。運営費交付金債務の残高は、5,120百万円となっており、その内訳は以下のとおりである。

契約済で支払が翌年度になるもの	3,176百万円
前渡金	1,268百万円
人件費不使用額	432百万円
（うち退職手当	365百万円）
たな卸し資産、前払い費用、仮払金	185百万円
その他不用額	59百万円

※端数処理の関係で合計と一致しない。

このうち、繰越し（3,176百万円）は、ミンダナオ、パレスチナ等紛争地域への緊急支援、新JICA発足に係る組織統合に向けたシステム改修等を行う必要があったものの、計画的な事業の実施等により、17年度実績（3,186百万円）と同程度の金額に抑制した。

3. 国内外の施設・事務所のあり方にかかる見直し実績

(1) 国内機関

18年度は、16年度に実施した「国内機関の総合的あり方調査」の結果に基づき、首都圏の3国内機関（JICA東京、JICA八王子、JICA広尾（改編前））の再編を実施した。JICA八王子の施設については、18年度中はJICA東京別館として宿泊業務に限定して使用していたが、19年3月をもって業務を終了した。また、JICA中部の建替計画については、合理的、経済的になるよう計画を見直し、基本設計、実施設計を行った。

また、首都圏及び中部を除く各地域の国内機関については、国内機関再編検討委員会においてそのあり方について検討を進めてきたが、各機関とも、研修員受入における経済性の観点からも一般ホテルに宿泊するよりも合理的であると判断されることに加え、地域に開かれた拠点としても活用されており、現状において廃止すべき機関はないとの結論に至った。この見直し結果については、18年度の各国内機関の利用状況、事業実施実績等においても妥当であることを確認した。

(2) 在外機関

「現場強化を促進するための在外体制の強化」、「事業の選択と集中に沿った在外拠点の再編」及び「限られた人材リソースの効果的な再配分」の3つの目的による在外体制の整理に係る方針に基づき、在外拠点及び兼轄体制の改編を実施した。従来の駐在員とボランティア調整員は、「駐在員」制度として一本化するとともに、事務所と駐在員の基準に係る考え方を整理し、19年度中に「駐在員」への移行を完了する予定。

4. 融資事業における債権回収の実績

特殊法人等整理合理化計画（13年2月）に基づき、開発投融资事業は14年度をもって廃止となり、14年度以降新規の融資承諾はない（債権の返済期限（最終）は43年度）。また、移住融資事業についても、17年度末をもって廃止となり、18年度以降の新規融資はない。また、政府方針に基づき、18年度にドミニカ共和国分の融資債権の債務緩和措置（ドル建てからペソ建てへの変更等）を実施し、回収促進を図っている（返済期限（最終）は34年度）。

(1) 開発投融资

貸付金元金及び利息の回収を実施した。一部繰上げ償還があったため、回収額は年度当初の計画額と比較し500百万円の増となった。（下表のとおり）

（単位：百万円）

	計画額	実績額	差額
元金	1,481	1,981	500
利息	175	175	0
合計	1,655	2,156	500

（注）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

(2) 移住関係

移住融資債権及び入植地割賦債権の元金及び利息等の回収を実施した。

18年度は、農作物市況の低迷、自然災害（集中豪雨による水害）等もあり、返済が延滞している債務者が多く、計画額437百万円に比して51百万円減の386百万円を回収した。

(単位：百万円)

	計画額	実績額	差額
元金	356	306	△50
うち融資	345	298	△47
入植地	11	8	△3
利息	81	80	△1
うち融資	77	75	△2
入植地	4	5	1
合計	437	386	△51

別表 1

平成18年度 決算報告書
(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	157,516	157,516	0	
受託収入	3,108	2,753	△355	注1
開発投融资貸付利息収入	175	175	0	
入植地割賦利息収入	4	5	1	
移住投融资貸付金利息収入	77	75	△2	
その他収入	2,803	3,353	550	
うち施設利用収入	2,493	2,475	△18	
寄附金収入	1	1	0	
雑収入	309	878	569	注2
施設整備資金より受入	624	461	△164	
計	164,307	164,338	31	
支出				
一般管理費	10,249	9,956	293	
うち人件費	7,285	7,111	174	注3
物件費	2,964	2,845	119	注4
業務経費	147,669	148,649	△979	注5
うち国・課題別事業計画関係費	4,615	4,874	△260	
技術協力プロジェクト関係費	84,749	85,835	△1,086	
無償資金協力関係費	4,487	4,400	86	
国民参加型協力関係費	24,869	25,687	△818	
海外移住関係費	502	532	△29	
災害援助等協力関係費	852	585	267	
人材養成確保関係費	3,270	3,108	163	
事業評価関係費	910	714	197	
事業附帯関係費	8,168	8,932	△764	
国内機関関係費	3,789	4,161	△371	
在外事務所関係費	11,458	9,821	1,637	注6
施設整備費	624	461	164	注7
受託経費	3,108	2,591	517	注8
業務支援経費	2,750	2,527	223	
うち施設運営費	2,493	2,451	42	
民間協力特別支援費	257	76	181	注9
計	164,400	164,183	217	

予算額と決算額の差異説明

- 注1 相手国等の事情により計画に変更が生じたため。
注2 予算段階では見積もることのできない過年度経費の戻し入れ等があったため。
注3 退職者が少なかったため。
注4 固定経費の見直し等による経費節減を行なったため。
注5 前年度までの運営費交付金債務の執行等による差額。
なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。
注6 在外事務所機能の見直し等による経費節減を行ったため。
注7 想定以上の入札残が発生したため。
注8 相手国等の事情により計画に変更が生じたため。
注9 事業未実施分があるため。

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

経常費用			
業務費			
国・課題別事業計画関係費	4,868		
技術協力プロジェクト関係費	84,298		
無償資金協力関係費	4,400		
国民参加型協力関係費	25,594		
海外移住関係費	527		
災害援助等協力関係費	557		
人材養成確保関係費	3,108		
事業評価関係費	714		
事業附帯関係費	8,671		
国内機関関係費	4,081		
在外事務所関係費	9,717		
業務支援経費	2,527		
受託経費	2,591		
減価償却費	459	152,110	
一般管理費		9,943	
財務費用			
支払利息	16		
外国為替差損	23	38	
雑損			120
経常費用合計			162,212
経常収益			
運営費交付金収益		161,854	
受託収入		2,591	
開発投融资収入		173	
入植地事業収入		5	
移住投融资収入		80	
施設利用収入		1,988	
寄附金収益		2	
貸倒引当金戻入		202	
資産見返運営費交付金戻入		357	
資産見返補助金等戻入		23	
財務収益			
受取利息	110	110	
雑益			719
経常収益合計			168,103
経常利益			5,891
臨時損失			
固定資産除却損		88	
固定資産売却損		11	99
臨時利益			
固定資産売却益		1	1
当期純利益			5,793
当期総利益			5,793

キャッシュ・フロー計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 140,639
	業務支援費支出	△ 2,004
	受託経費支出	△ 2,953
	人件費支出	△ 16,032
	その他の業務支出	△ 170
	運営費交付金収入	157,516
	受託収入	2,897
	貸付金利息収入	250
	入植地事業収入	14
	利息収入	5
	割賦元金	9
	施設利用収入	2,471
	寄附金収入	1
	その他の収入	741
	小計	2,092
	利息の受取額	80
	利息の支払額	△ 16
	業務活動によるキャッシュ・フロー	2,156
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 1,205
	固定資産の売却による収入	25
	貸付けによる支出	0
	貸付金の回収による収入	1,942
	定期預金の預入による支出	△ 2,800
	譲渡性預金の預入による支出	△ 1,500
	関係会社の清算に伴う残余財産 の分配による中間収入	35
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,503
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 252
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 252
IV	資金に係る換算差額	△ 70
V	資金減少額	△ 1,669
VI	資金期首残高	6,862
VII	資金期末残高	5,192

4. 短期借入金の限度額

小項目 No. 27 短期借入金の限度額

【中期計画】

410億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

【年度計画】

410億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

【当年度における取り組み】

実績なし

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

小項目 No. 28 重要な財産の譲渡等の計画

【中期計画】

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分を計画

【年度計画】

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）の財産の譲渡の手続きを完了する。

【当年度における取り組み】

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮は、ドミニカ共和国の地方在住の農業移住者等の生活状況が不安定な中、子弟を首都圏の大学、高等教育機関等へ就学させたいとの強い要望等があることを踏まえ、1981年に建設されたものである。

機構は、その管理運営をドミニカ日系人協会に委託しており、これまで適切に運営・維持管理が行われてきた。その中で地方在住の移住者には子弟を首都圏の大学等へ就学させたいとの要望が以前にも増して強くあり、今後とも同協会の管理の下で適切に運営されることが求められている。また、同協会は、学生寮を日系社会全体の共有施設や高齢化が進む日系社会の福祉支援活動の拠点として、多目的に活用する計画を策定している。このような状況を踏まえ、譲渡により学生寮が有効活用されるとともに、日系社会の融和、安定定着が期待されることから、平成19年1月11日にサント・ドミンゴ学生寮土地・建物をドミニカ日系人協会に無償譲渡した。

なお、土地・建物の残存価額は、約1,100万円であるが、同協会の運営は会費収入のみであり、会員の不安定な経済状況により会費収入が大きく左右されるなど、財政的に厳しい状況にあることに加え、譲渡後も施設の老朽化による修繕費や光熱水料等の維持管理に係る経費負担が見込まれることなどを総合的に勘案し、無償譲渡することとしたものである。

（アルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設は、16年度に処分済。）

6. 剰余金の使途

小項目 No. 29 剰余金の使途

【中期計画】

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。

【年度計画】

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。

【当年度における取り組み】

実績なし

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

小項目 No. 30 施設・設備に関する計画

【中期計画】

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。さらに、業務の適切な実施のため及び運営・利用の効率化のために、全国内機関を対象とした総合的あり方調査（1年以内に実施）を実施する。

平成15年度から平成18年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
中部国際センター建替え	施設整備資金	2,118
身障者対応施設整備	施設整備資金	200
既存施設改修	施設整備資金	3,214
計	施設整備資金	5,532

【年度計画】

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

国内機関の再編の方針に基づき、対象となる機関の機能の再編を実施する。

平成18年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
中部国際センター建設	施設整備資金	90
既存施設改修	施設整備資金	535
計	施設整備資金	625

【当年度における取り組み】

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施するとともに、国内機関について、「国内機関の総合的あり方調査」に基づき、JICA八王子の閉鎖を含む首都圏の国内機関の再編（平成18年4月）を実施した。

1. 18年度の施設・設備の整備に関する実績

国内機関等の既存施設整備については、18年度の施設・設備改修計画に基づき、設計・施工監理、工事を行った。また、中部国際センター建替えについては、18年度は調査（測量、地質調査等）、基本設計及び実施設計（積算等を除く）を行った。一般競争入札、プロポーザル方式による業者選定等の結果、残額が生じた。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	執行額
中部国際センター建設	90	69
既存施設改修等	535	392
計	625	461

2. 国内機関の再編の実績

18年度は、16年度に実施した「国内機関の総合的あり方調査」の結果に基づき、首都圏の3国内機関（JICA東京、JICA八王子、JICA広尾（改編前））の再編を実施した。JICA八王子の施設については、18年度中はJICA東京別館として宿泊業務に限定して使用していたが、19年3月をもって業務を終了した。また、JICA中部の建替計画については、合理的、経済的になるよう計画を見直し、基本設計、実施設計を行った。

また、首都圏及び中部を除く各地域の国内機関については、国内機関再編検討委員会においてそのあり方について検討を進めてきたが、各機関とも、研修員受入における経済性の観点からも一般ホテルに宿泊するよりも合理的であると判断されることに加え、地域に開かれた拠点としても活用されており、現状において廃止すべき機関はないとの結論に至った。この見直し結果については、18年度の各国内機関の利用状況、事業実施実績等においても妥当であることを確認した。

さらに、18年度においては、開発途上国のニーズによりの確に対応した研修事業の展開を図るべく各国内機関の機能（分野特性）の明確化、機関間のネットワークの強化等の検討を進めた。

（具体的な取組）

（ア） 研修事業

各国際センターが比較優位を有する分野・課題について幹事国内機関となり、研修の内容面で国内機関を横断的に調整する体制を整備することとした。その一例として、兵庫センターは兵庫県と連携し、防災分野における研修コース編成計画の策定、研修コース内容の改善、研修教材の開発、帰国研修員のフォローアップ、日本のコミュニティ防災の知見の整理・分析等を実施した。

（イ） 市民参加協力事業

地域に開かれた拠点としての機能を強化すべく、国内機関毎に所掌する地域の状況、ニーズを把握し、都道府県毎の効果的、効率的な連携戦略を策定した。また、市民参加の拠点である地球ひろばを中心とするネットワーク化を促進し、JICA中部建替計画においては、地球ひろばのコンセプトを取り入れた設計を行った。

(2) 人事に関する計画

小項目 No. 31 人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画

【中期計画】

(イ) 方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適性配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。
- 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。

【年度計画】

- ア. 新人事制度を的確に運用するとともに、職員の意識調査の結果も参考にしつつ定着に努める。
- イ. 人事評価者研修の継続、改善等に努め、的確な人事評価の実施体制を強化する。
- ウ. 組織改革及び現場（在外）強化の方向性を踏まえた人事ローテーションに基づき、適材適所の人事配置を行う。
- エ. 再任用制度を本格導入する。
- オ. 新人材育成計画、職員研修体系及び研修プログラムの充実を図る。また、職員の能力開発については、実務を通じた研修機会の提供に加え、在外における援助の現場の知見や援助の各課題についての調査研究の成果等を活かしながら、各種の研修を実施する。

【当年度における取り組み】

平成18年度は、新人事制度の的確な運用のための研修を実施し、人事評価制度の定着を図るとともに、全職員を対象に評価結果を給与及び賞与に反映させた。在外強化の方向性を踏まえた在外事務所への人員シフトについては、当初の計画を達成した。職員研修については、中堅チーム長研修の新設や在外赴任前研修のカリキュラムの全面改訂など、研修の拡充及び内容の充実に取り組んだ。

1. 勤務成績の評価の実績並びに適材適所の人事配置の実績

(1) 勤務成績の評価の実績

16年度に導入した新人事制度に基づき、全職員を対象に17年度の評価結果を給与（18年6月、12月）及び昇給（18年7月）に反映した。また、新人事制度の定着や的確な運用のための研修等を以下のとおり行った。

- ・18年度新卒採用職員に対し、評価・処遇制度を始めとした人事制度の理解のための研修を実施（新卒採用職員第1次導入研修）。
- ・評価制度の的確な運用の観点から、管理職に登用された直後の主査、新任のチーム長に加え、グループ長への登用を控えた中堅のチーム長を重点対象層として、人事制度を深く理解するための講義及びグループディスカッションを実施（主査研修、新任チーム長研修及び中堅チーム長研修）。
- ・評価制度を含む人事制度全般の定着を目的として17年度下半期から毎月22日を「人事の日」と定めており、18年度も継続して昼休みに職員からの質問や疑問に答える場を設けた。
- ・18年度の経験者採用職員に対する導入研修において、人事制度全体の説明の中で、評価制度の理解促進のための講義を行った。
- ・新人事制度の定着状況については、毎年職員へのヒアリング調査等を通じて確認しているが、これらの研修等の効果もあり、評価制度や資格制度についての職員の理解が進んできている。特に評価制度については、制度導入当初は評価面接の内容や、評価手順・方法（評価のしやすさ）等について不満を感じる職員が多かったが、制度の目的・内容の周知等の取組を重ねることにより、肯定的に捉える職員の割合が着実に増加している。

（2）適材適所の人事配置の実績

18年度が最終年度となる在外体制強化のための在外事務所への人員シフトについては、当初の計画を達成した。また、在外強化の方向性も踏まえた若手職員を対象とするキャリアパスモデルに基づき、適材適所の配置に努めた。

18年4月から導入した再任用制度について、再任用職員の募集と選考を行った。（採用した職員は、19年4月から業務を開始。）

なお、子育てしやすい職場環境づくりを目指し、17年度に「JICA行動計画（仕事と家庭（子育て）の両立に向けて）」（17年度からの3カ年）を策定するとともに、同計画の推進委員会を設置して進捗状況をモニタリングし、計画が着実に実施されるよう取り組んだ。

これまで、「母親と父親が交代で育児休業ができる制度」等制度面の整備や育児相談員（職員）の配置、管理職向けの制度説明会の開催等により職場環境の整備を図ってきている。行動計画を策定後の17、18年度は、32名（うち男性4名）が育児休業を取得した。（計画策定前の2年間（15、16年度）の育児休業者数は27名（うち男性1名））

2. 職員の能力開発

18年度は、新人事制度に基づく職員研修を拡充するとともに内容の充実を図った。

階層別研修については、中堅チーム長研修（今後数年のうちにグループ長に登用される可能性のある中堅のチーム長を対象とし、上級管理職となるための心構えや具体的なスキル習得のための研修）を新設し、7月と11月に実施した（受講者50名）。

専門研修については、一部を除き専門家等の研修を担当する国際協力総合研修所が主管する体制に移行し、在外赴任前研修のカリキュラムを全面的に改訂して、内容の充実及び専門家の派遣

前研修との連携を行った。また、新JICAにおける資金協力と技術協力の一体的実施に向け、円借款業務の理解促進のための研修、在外事務所員の専門能力強化のための研修等を新たに実施した。さらに、職員のコアスキル強化のための研修（法務・経理・調達分野、国を見る能力（初級、中級））を拡充すべく検討会を立ち上げ、研修のあり方についての検討を進めた。19年度以降、この検討結果に基づき、順次研修を実施していく。

職員の自己研鑽に対する支援については、その拡充に向けて職員を対象としたヒアリングを実施した。その結果を踏まえ、学位（修士号、博士号）取得支援の強化や語学補助の対象範囲の拡大（対象言語を現在の6言語以外に拡大するとともに、通信教育、e-Learningも補助対象に含める）等制度の見直しを行った。

18年度の職員研修については、「階層別研修」344人、「語学研修」150人、「専門研修」741人を実施した。この他、国際機関及び省庁との人事交流、職員の専門家としての派遣など、実務を通じた職員の能力開発の機会を提供した。

小項目 No.32 常勤職員数と人件費総額

【中期計画】

(ロ) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の3人減とする。

(参考1)

期初の常勤職員数 1,329人

期末の常勤職員数 1,326人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 49,000百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

【当年度における取り組み】

平成18年度末の常勤職員数は1,326名となった。

また、18年度の人件費は、予算額13,887,084千円に対し、支出実績額13,287,972千円であった。その結果、中期計画期間中の人件費総額は46,837百万円となり、49,000百万円の見込額を下回った。

人件費については、政府の「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、機構として、公務員に準じた人件費削減に取り組み、18年度からの5年間において5%以上の削減を行うとともに、同取組を通じて、ラスパイレス指数の低下を図ることとしている。

18年度は、12月期賞与において前年度比で役員4%、職員2%の削減を行い、18年度の人件費は、17年度決算額13,433,009千円に対し、1.1%減となった。

今後も、給与制度の見直し等により計画的な人件費の削減を図っていく方針である。

(3) その他中期目標を達成するために必要な事項

(イ) 監査の充実

小項目 No. 33 外部監査の実施等監査の充実

【中期計画】

(イ) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

【年度計画】

会計監査人による外部監査に加え、引き続き内部監査について「現場（在外）の強化」方針に基づく在外事務所への業務移管内容及び実施状況等をテーマとして監査の充実を図る。

【当年度における取り組み】

会計監査人による監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示・再発防止への注意喚起を行うとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織全体としてフォローアップを行った。また、無償資金協力事業における技術的監査を実施した。

1. 会計監査人による監査

平成17事業年度の財務諸表について、会計監査人（新日本監査法人）による監査を受け、18年8月11日に外務大臣から承認を受けた。また、18事業年度については期中監査を18年10月から19年3月までの間に、本部においては毎月実施し、国内機関及び在外事務所については以下のとおり実施した。（なお、18事業年度の財務諸表についての本部期末監査は19年5月から2週間実施。）

4 国内機関：JICA中部、JICA兵庫、JICA地球ひろば（広尾センター）、JICA大阪（19年4月に実施）

7 在外事務所：ブラジル事務所、サンパウロ支所、チリ駐在員、ラオス事務所、カンボジア事務所、マダガスカル事務所、タンザニア事務所

会計監査人からの指導例は次のとおりであるが、いずれも速やかに是正しており、今後、同様の指導を受けることがないよう注意喚起している。

ア. 出張旅費、物品購入時の立替払い（カンボジア事務所、サンパウロ支所）

出張旅費等の支払に関して、立替払が行われているケースが見受けられるが、事前に申請が行われていることから、原則として概算払とすべきこと、また、物品購入時の立替払はやむを得ない事情がある場合にのみ認められるものであり、立替払を行う場合は理由書を会計書類に添付すべきとの指導を受けた。今後については、立替払はやむを得ない事情がある場合のみに限定するとともに、その場合は理由書を添付することとした。

イ. 固定資産の取得原価の範囲（マダガスカル事務所、チリ駐在員）

固定資産の取得原価に引取費用、工事費等の付随費用及び事務所の内装工事費が含まれていないものがごく一部見受けられ、取得原価の計上範囲について注意が必要であるとの

指摘を受け、速やかに当該費用を取得原価として計上した。

2. 内部監査

本部、国内機関及び在外事務所（プロジェクト等の協力活動現場を含む。）を対象として、監査室が業務・会計監査を行い、関係部署に対してその改善を指示した。監査結果は、理事長に報告するとともに、その内容について取りまとめた報告書をグループウェアを通じて全職員に周知し、再発防止への注意喚起を図った。

18年度には、以下を対象に内部監査を実施した。

本部：総務部、人事部、経理部他（13部局）

国内：JICA東京（別館である旧JICA八王子分のみ）、JICA兵庫、JICA中国、JICA二本松、JICA東北（5機関）

在外：アメリカ合衆国事務所、エルサルバドル事務所、ホンジュラス事務所、ウズベキスタン事務所、キルギス事務所、パキスタン事務所、ネパール事務所、フランス事務所、チュニジア事務所、サウジアラビア事務所、インドネシア事務所、シンガポール駐在員（12事務所）

プロジェクト：「貝類増養殖開発計画プロジェクト」（エルサルバドル）、「算数指導力向上プロジェクトフェーズII」（ホンジュラス）他（8プロジェクト）

また、特定テーマを対象とした監査（情報セキュリティ監査（本部5部署、2国内機関）及び内部環境監査（本部及び全国内機関））についても実施した。

3. 無償資金協力事業に係る技術的監査

19年3月に3カ国（ザンビア、カンボジア、ボリビア）の3案件について技術的監査を実施した。対象案件は、地域及び分野に偏りがないようアフリカ、東南アジア、南米から選定し、当該案件の施工及び施工監理が適正に実施されているかなどについて調査を行った。この監査は、直前までコンサルタントや業者だけでなく、相手国政府、在外公館、機構の在外事務所等の関係者に実施することを伝えない「第三者による抜き打ち監査」であり、他のコンサルタントや施工業者に対しても抜き打ちの監査が実施される場合があることを周知し、適正な実施の促進に努めた。

(ロ) 各年度の業績評価

小項目 No. 34 各年度の業績評価と業務運営への反映

【中期計画】

(ロ) 各年度の業績評価

各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。

【年度計画】

年度計画に基づき執行された各事項の業績及び中期目標期間全体の業績について、外部有識者を含めて内部で評価を行い、その結果を以降の計画立案及び業務運営に反映させる。

【当年度における取り組み】

平成18年度は、17年度の年度評価と中期目標期間の暫定評価についての的確に対応し評価結果を業務運営へ反映させるとともに、19年4月からの第2期中期計画の策定作業に取り組み、第2期中期目標期間における業務運営の準備を行った。

1. 業績評価結果の業務運営への反映

(1) 年度評価及び中期目標期間の暫定評価への対応

18年度は、17年度の年度評価と中期目標期間の暫定評価について、的確に対応し、評価結果を業務運営に反映させるとともに、18年度業績のモニタリング、取りまとめ、内部評価等を行った。業績評価の専管部署（業績評価チーム）が機構の業績のモニタリング（年2回）、取りまとめ、評価結果のフォローアップ等を行い、総務担当理事を長とする「業績評価委員会」が業績の報告、自己評価、業務運営への反映等について審議を行い理事会に報告した。また、自己評価の質の向上と客観性の担保を図るため、外部有識者3名を外部検討委員として委嘱し、17年度業績報告や18年度の進捗管理等についてその意見を反映させた。

18年度は、中期目標期間の最終年度として中期計画の確実な達成を目指すとともに、当該計画の取組を一層強化するため、「JICA改革プラン」（16年3月）及び「JICA改革プラン（第2弾）」（17年3月）に基づく業務運営や組織体制の改革の仕上げに注力した。また、実績報告に対する各種の指摘事項については、機構としての確かつ具体的な対応を図り（例：開発教育参加者による事後の協力についてフォローアップを然るべく行い、事業効果の面的拡がりにつなげていく必要があるとの指摘を受け、教師海外研修参加者のネットワークを順次県別に構築するとともに、機構、NGO、教育委員会等が参画する「開発教育連絡会」の設置を奨励し、一部の県で実現した。）、この取組状況については19年1月の外務省独立法人評価委員会において報告した。

また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を受けて、行政改革推進法（「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」）に基づく人件費削減や、随意契約の見直しに向けた取組状況について報告できるよう準備した。

(2) 第2期中期計画の策定

18年度は、独立行政法人通則法第35条に基づく中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しが行われた。18年12月に外務省による機構の「見直し案」が、政府行政改革推進本部に

よる議を経て正式に決定されたことを踏まえ、19年3月1日に外務省から第2期中期目標の指示がなされた。機構は、同中期目標に基づき、19年4月から5年間にわたる第2期中期計画の策定作業に取り組むとともに、第2期中期目標期間における業務運営の準備を行った。

2. 部署毎の業務運営への反映

中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営、人事評価と連動させるため、引き続き「部署別年間業務計画」の定着に取り組んだ。本部・在外事務所・国内機関の全部署の計画について担当理事が確認をし、本部分については理事会で討議した。18年度においては、第2期中期計画の達成に向けて組織横断的に取り組む課題を整理し、19年度部署別年間業務計画に的確に反映されるよう関係部署に指示を行った。また、年2回の人事評価の際に、部署別計画の実施・達成状況が部門長の業績として取り扱われることにより、部門長の人事評価との連動を図っている。

3. 機構内部への周知

業績評価制度や評価結果に関する職員の意識向上を目的として、18年9月に業績評価セミナーを開催した（計6回）。在外職員向けにもテレビ会議システムを利用して40事務所（17年度は20事務所）を対象としたことなどから、17年度実績（249名）を大幅に上回る361名（前年度比45%増。ナショナルスタッフを含む。）が参加した。アンケートでは、回答者のほぼ全員から「有意義だった」との回答が得られている。

また、18年度はグループウェア上に業績評価に関連する資料及び最新情報のデータベースを作成し、随意更新して、関係者の理解促進と評価結果の業務運営への反映の一助とした。また、在外赴任者研修、新入職員研修等向けに資料を作成し、独立行政法人評価に係る基礎知識の習得を促した。

以上

〈資料編〉

1. 国別・課題別の取組

(1) 国別の取組

18年度に実施した国別のプロジェクトの概況は以下のとおり。(プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査の合計数。)

①東南アジア・インドシナ地域

ア. インドネシア

(ア) 「民間主導の持続的な成長」実現のための支援：24件

(イ) 「民主的で公正な社会造り」のための支援：61件

(ウ) 「平和と安定」のための支援：8件

また、「アチェ州住民自立支援ネットワーク形成プロジェクト」を実施し、スマトラ沖地震・津波被害からの復興に関する支援を継続した。

イ. マレーシア

(ア) 経済連携強化：10件

(イ) 環境と持続的開発：6件

(ウ) 社会福祉向上：1件

(エ) 南南協力：10件

(オ) 非伝統的安全保障：5件

ウ. フィリピン

(ア) 雇用機会の創出に向けた持続的成長：26件

(イ) 貧困削減：28件

(ウ) ミンダナオ地域等における平和と安定への支援：5件

エ. タイ

(ア) 競争力の強化：13件

(イ) 社会開発と貧困削減：7件

(ウ) 持続的開発：5件

(エ) 地域協力：12件

(オ) その他：5件

オ. ミャンマー

(ア) 経済構造調整：3件

(イ) 農業・畜産業・水産業開発：2件

(ウ) 保健／医療の改善：6件

(エ) 教育の改善：1件

(オ) 市民生活の確保：3件

(カ) グローバル・イシュー：3件

カ. ベトナム

(ア) 成長促進：19件

(イ) 生活・社会面での改善：31件

(ウ) 制度整備：4件

キ. ラオス

(ア) 基礎教育の充実：2件

(イ) 保健医療サービス改善：5件

(ウ) 農村地域開発及び持続的森林資源の活用：6件

(エ) 社会経済インフラ整備及び既存インフラの有効活用：6件

(オ) 民間セクター強化に向けた制度構築及び人材育成：5件

(カ) 行政能力の向上及び制度構築：4件

(キ) その他：1件

ク. カンボジア

- (ア) グッド・ガバナンスの推進：11件
- (イ) 経済・産業振興：9件
- (ウ) 農業・農村開発：9件
- (エ) 社会セクター開発：13件

②東アジア地域

ア. 中華人民共和国

- (ア) 環境問題など地球規模の問題に対処するための協力：21件
- (イ) 改革・開放支援：5件
- (ウ) 相互理解の促進：1件
技術協力プロジェクトのほか、草の根技術協力等による協力を行った。
- (エ) 貧困問題克服のための支援：9件
- (オ) その他
対中ODAの理解促進のための協力等を行った。

イ. モンゴル

- (ア) 市場経済を担う制度整備・人材育成：8件
- (イ) 地方開発：2件
- (ウ) 環境保全：4件
- (エ) 経済活動促進のためのインフラ整備：1件
- (オ) その他
感染症特別機材を供与した。

③南西アジア地域

ア. バングラデシュ

- (ア) 経済成長（民間セクター開発、運輸、電力、農業・農村開発）：7件
- (イ) 社会開発と人間の安全保障（教育、保健、環境、災害対策等）：3件
- (ウ) ガバナンス：1件
- (エ) その他
地図作成支援に係る協力を実施した。

イ. ネパール

- (ア) 社会分野：1件
- (イ) 農業開発：3件
- (ウ) 経済基盤整備：4件
- (エ) 環境保全：2件
- (オ) 紛争後の復興と紛争要因の排除
プロジェクト形成支援を行うとともに、選挙支援のためのセミナーや技術支援を行った。
- (カ) その他
援助協調の専門家派遣や、開発事業のモニタリング支援等に係る協力を実施した。

ウ. パキスタン

- (ア) 人間の安全保障の確保と人間開発（保健・衛生・教育）：5件
- (イ) 健全な市場経済の発達（水資源・灌漑、農業、経済基盤・経済発展）：10件
- (ウ) 分野横断的イシュー（ジェンダー、環境、ガバナンス）：2件
- (エ) バランスのとれた地域社会・経済の発展：2件

エ. スリランカ

- (ア) 平和の定着と復興支援：4件
- (イ) 中長期開発ビジョン援助計画（経済基盤整備、外貨獲得能力向上に対する支援、貧困対策）：12件
- (ウ) 津波災害復興：5件

④中米・カリブ地域

ア. ドミニカ共和国

- (ア) 教育：1件
- (イ) 保健医療：3件
- (ウ) 農業・農村開発：2件
- (エ) 環境保全：2件
- (オ) 産業開発：2件

イ. ホンジュラス

- (ア) 教育：1件
- (イ) 保健医療：2件
- (ウ) 農村開発：2件
- (エ) 経済社会インフラ整備：4件

ウ. メキシコ

- (ア) 人間の安全保障の向上と貧困削減：9件
- (イ) 産業開発と地域振興：2件
- (ウ) 地球環境問題及び水の衛生と供給：5件
- (エ) 日墨パートナーシップ・プログラム、南南協力：2件

⑤南米地域

ア. アルゼンチン

- (ア) 経済再生：2件
- (イ) 社会開発：2件
- (ウ) 環境保全：4件
- (エ) 南南協力支援：10件

イ. ボリビア

- (ア) 社会開発：13件
- (イ) 生産向上支援：6件
- (ウ) 制度・ガバナンス：1件

ウ. ブラジル

- (ア) 環境保全：5件
- (イ) 格差是正のための地域振興・社会開発：2件
- (ウ) 三角協力の推進（日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム）：12件

エ. パラグアイ

- (ア) 貧困層への社会サービスの充実と収入の維持向上：5件
- (イ) メルコスール域内外の競争時代に対応しうる経済競争力強化：12件
- (ウ) 環境保全と天然資源の持続的開発：1件
- (エ) 行政組織・制度整備（グッド・ガバナンス）：1件

⑥アフリカ地域

ア. ガーナ

- (ア) 地方農村部の活性化：8件
- (イ) 産業育成：8件
- (ウ) 行政能力の向上・制度整備：1件

イ. ケニア

- (ア) 人材育成：4件
- (イ) 農業開発：4件
- (ウ) 環境保全：4件
- (エ) 保健・医療：6件
- (オ) 経済インフラ整備：5件

ウ. マラウイ

- (ア) 食糧安全保障：4件
- (イ) 人的資本開発：5件
- (ウ) 持続的経済開発：3件

エ. タンザニア

- (ア) 農業・零細企業の振興：4件
- (イ) 人口、エイズ及び子供の健康問題への対応：3件
- (ウ) 基礎教育支援
在外技術研修による協力をおこなった。
- (エ) 都市部における基礎インフラ整備等による生活環境改善：9件
- (オ) 貧困削減のための行政能力強化：4件

オ. ザンビア

- (ア) 農村開発を中心とする貧困対策への支援：5件
- (イ) 費用対効果の高い保健医療サービスの充実：7件
- (ウ) 貧困削減のための経済成長に資する産業開発：1件
- (エ) 自立発展に向けた人材育成・制度構築：4件
- (オ) 地域相互協力の促進：1件

カ. セネガル

- (ア) 基礎生活の向上（水供給、教育・人的資源開発、保健医療）：6件
- (イ) 環境（砂漠化防止）：2件
- (ウ) 経済成長を通じた貧困削減（農水産業、インフラ）：4件

⑦中東地域

ア. アフガニスタン

- (ア) 地方農村総合開発（農業・農村開発）：3件
- (イ) 中長期的開発のためのキャパシティ・ディベロップメント（教育、保健医療、運輸交通、水資源、ジェンダー、ANDS（国家開発戦略）支援）：12件

イ. トルコ

- (ア) 経済社会開発促進のための人材育成：5件
- (イ) 地域間格差是正のための農漁業の振興：3件
- (ウ) 南南協力の支援：2件
- (エ) 地震災害振興・防火制度強化：1件

ウ. エジプト

- (ア) 持続的成長と雇用創出の実現：6件
- (イ) 貧困削減・生活の質の向上：10件
- (ウ) 地域安定化の促進：10件

(2) 開発課題別の取組

18年度に実施した開発課題別のプロジェクトの概況と質の向上のための取り組みは以下のとおり。(プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査の合計数。)

①ガバナンス

ア. ガバナンス分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 民主化支援：6件
- (イ) 法整備支援：8件
- (ウ) 行政全般に対する能力向上：26件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 課題別指針については、「法整備」分野の概念整理に着手するとともに「統計」分野の草案を作成した。
- (イ) ガバナンス課題タスクフォースの運営を通じ、民主化支援、行政基盤整備、メディア支援及び地方行政に関する勉強会やワークショップを実施した。また、ナレッジサイトの分野課題情報を更新するなど内容の充実を図った。
- (ウ) JICA-Netを利用した在外事務所との検討会や課題アドバイザーの派遣等を通じてガバナンス分野の在外主導案件の形成支援及び実施段階での在外事務所への技術支援を行った。

②平和構築支援

ア. 平和構築支援については、ガバナンスの改善に向けた協力、紛争終結後の国家にとって重要な治安回復、生活再建のための社会基盤整備、基本的な経済ニーズの充足や経済基盤の安定化を図るための経済基盤整備等の支援を実施した。併せて、社会的弱者にも目を向けた支援を実施した。具体的には、ネパールに対する選挙制度に関する協力、パレスチナにおけるリプロダクティブヘルスへの協力、ルワンダにおける障害を持つ除隊兵士のための技能訓練、スーダン及びブルンジにおける首都のインフラ整備計画策定に係る支援、フィリピンのミンダナオ地域における地域振興計画策定支援、コンゴ民主共和国等に対する今後の迅速な協力開始のためのプロジェクト形成調査を実施した。

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

課題別指針の検討、初動体制強化のためのロジチーム（復興支援等の現場において、通信機能等事業拠点の確保、現地人員確保などのロジスティックス整備のために派遣されるチーム）設立準備、移任期支援に係るワークショップ、アフリカ地域における平和構築支援ワークショップ等を実施した。

③ジェンダー主流化/WID

ア. ジェンダー/WID分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) WID案件：20件
- (イ) ジェンダー平等案件：7件
- (ウ) ジェンダー関連案件：113件

イ. 協力事業の質の向上を目的として、以下の各種会合を開催した。

- (ア) 課題別支援委員会 2回
- (イ) 分野課題タスク会合 3回
- (ウ) ジェンダー担当者会議 3回（本部2回、アジア地域1回）

④情報通信技術

ア. 情報通信技術分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) IT政策策定能力の向上：1件
- (イ) IT人材の育成：8件
- (ウ) 通信基盤の整備

フォローアップ協力を実施した。

- (エ) 各分野へのIT活用による効率・効果の向上：4件
- (オ) IT活用による援助における効率・効果の向上
遠隔講義・セミナーの実施やマルチメディア教材の作成を中心とする遠隔技術協力を実施した。
- (カ) 放送分野：6件

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 課題別支援委員会を立ち上げ、必要に応じて委員に助言を求めた。

(イ) ナレッジサイトの情報を13件追加した(計170件)。また、マルチメディア教材(電波管理)を作成した。

(ウ) UNESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)の地域機関である APCICT(Asian and Pacific Training Centre for Information and Communication Technology for Development)が開催したデジタルデバインド是正のための ICT 分野の人材育成に係る国際フォーラムにて機構の情報通信分野の取組や教訓などを紹介し情報共有を図った。

(エ) 有識者の参加を得て、JICA-Netを利用した情報通信分野に関する公開勉強会を6回実施した。また、プログラムの視点を促進するため、国際協力銀行との連携案件であるベトナム・ハノイ工科大学 ITSS 能力強化プロジェクトに関し、機構及び国際協力銀行の協力を包括的に表した関連図を取りまとめた。

(オ) アフリカにおける情報通信の協力方針に係る調査・分析を行い、その結果を「概論編」、「コミュニティ編」に分けて取りまとめた。また、電子政府の取り組みの考え方に係る調査・分析を行った。

⑤運輸交通

ア．運輸交通分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 運輸交通インフラ整備：49件

(イ) 運輸交通セクターにおけるキャパシティ・ディベロップメント支援：15件

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 途上国固有の特性に対応した適正技術の検証及び定着に向けた計画策定(社会実験、試験的事業を含む)を行うため、コスタリカ、ボリビアにおいてカウンターパートとともに橋梁点検作業や防災必要箇所の選定を行い、試験的な事業を実施するよう調査内容の設計を行った。

(イ) 第2回課題別支援委員会を開催した。

(ウ) 運輸交通に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図った。

(エ) 運輸交通分野の課題別指針を策定した。

(オ) クロスボーダー交通インフラ(フェーズ2)のプロジェクト研究を実施した。

(カ) プログラムの視点を促進するため、国際協力銀行との連携案件であるベトナムの港湾管理制度改革プロジェクトの実施に当たり、17年度に取りまとめた南部港湾整備に係るプログラムを活用している。

⑥都市開発

ア．都市開発・地域開発分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 都市の持続的成長：14件

(イ) 都市内貧困削減：2件

(ウ) 都市開発セクターでのキャパシティ・ディベロップメント支援：3件

(エ) 都市基本情報整備：11件

(オ) 地域間格差の是正：6件

(カ) 地方自治体におけるキャパシティ・ディベロップメント支援：4件

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 都市開発・地域開発分野の課題別指針を策定した。

(イ) 都市開発・地域開発に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図った。特に都市開発・地域開発に関連する国際会議、当該分野の他ドナーの動向についての情報収集を強化し、整理、掲載した。

⑦教育

ア．教育分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 基礎教育：54件

(イ) 高等教育：9件

(ウ) 技術教育／訓練：13件

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 高等教育分野の課題別指針案を作成し、同指針を反映しつつインドネシア産学地連携プロジェクト、アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクトを形成した。

- (イ) 事業の戦略的な実施を目指した中南米基礎教育協力方針を作成(平成18年12月)し、協力重点課題及び重点国を定めた。
- (ウ) 教育分野のナレッジサイトの情報を115件追加したほか、102件の更新を行なった。また、グループウェアに教育タスクフォース電子会議室を開設し、タスクフォース会議の議事録等20件を公開した。
- (エ) 以下の調査研究を国際協力総合研修所と共同で実施した。
 - 調査研究：「JICA 理数科教育改善プロジェクトの事業経験の分析：研修教材作成、事業評価方法を中心に」
 - 客員研究：「基礎教育とジェンダー」、「アフリカにおける職業・産業人材育成 (TVET) - 変化する支援環境と人材需要への対応 - 」
- (オ) 公開シンポジウムを3回開催した(第1回「日本の教室と世界をつなぐ～これからの理数科教育協力～」、第2回「国際協力における高等教育の役割～地域に届くアプローチとは～」、第3回「EFA グローバルモニタリングレポート 2007 Launching Seminar」)。

⑧ 社会保障

ア. 社会保障分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 社会保険・社会福祉：4件

(イ) 障害者支援：8件

(ウ) 労働・雇用：5件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 社会保障分野(医療保障・年金・社会福祉)の課題別指針を策定し、ホームページで公開した。

(イ) 調査研究「地域に根ざしたリハビリテーション(CBR)」を実施し、同分野における過去の協力実績を調査・分析し、事業実施上のガイドラインを策定した。

(ウ) アジア地域及び中東地域の在外事務所を対象とした在外技術支援セミナーを行った。

(エ) 「高齢者福祉」「タイ30パーツ医療保障制度」及び「障害とHIV/AIDS」に関する公開セミナーを実施した。また、復興支援及び社会的弱者配慮に関する勉強会並びに障害者支援に関する職員研修を実施した。

⑨ 保健医療

ア. 保健医療分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 保健人材開発：28件

(イ) 保健医療システム整備：30件

(ウ) リプロダクティブヘルス・母子保健：28件

(エ) 感染症対策：43件

(オ) 復興支援・平和構築のうち、保健医療に関連するもの：7件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 17年度に作成した報告書(「紛争・災害後の国に対する機構の保健医療分野支援のあり方」)の提言を踏まえ、復興支援国に対する緊急・復旧支援から開発支援につなぐ適切な事業を検討・実施中。復興支援国への協力として、例えば、アフガニスタンではプログラム化に向けた事業評価を実施し、イラクでは研修員受入を中心に救急医療と地域医療分野の協力を実施した。また、パレスチナにおいてもコミュニティベースの母子保健事業を国際機関等と連携しつつ実施した。

(イ) 国別保健医療情報の整備の一環として、保健医療分野に関するポジションペーパー及びプログラム計画書の作成の手引きを作成した。

(ウ) 保健医療分野のナレッジサイトに教材情報、関連資料を継続的に掲載するとともに、各種ニュースレターの発行やメーリングリストの運営を通じて機構内外の保健医療関係者に最新の保健医療事業の動向に関する情報発信を行った。さらに、HIV/AIDS対策分野の協力隊員を対象とした研修への講師派遣、結核対策分野の客員研究、保健システム体系化をテーマとした調査研究による知見蓄積、保健医療分野の地域会議・セミナー開催支援等を通じ、在外事務所への技術支援を行った。

(エ) HIV/AIDS、結核、鳥インフルエンザ、リプロダクティブヘルス、地域協力等に関するWHO(World Health Organization)、UNICEF(United Nations Children's Fund)及びUSAID(U.S. Agency for International Development)との技術的な意見交換や具体的な事業連携を通じて事業効果の拡大と効率化を図った。

⑩自然環境保全

ア. 自然環境保全分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 地域住民による自然資源の管理能力の向上：35件

(イ) 生物多様性の高い地域・生態系の保全：18件

(ウ) 荒廃地の植生の回復：6件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 自然環境保全分野の課題別指針の改訂草案を作成した。

(イ) 17年度に引き続きナレッジサイトのコンテンツの充実を図り、その一環として案件ごとの教訓の蓄積に着手し、18年度は15件の教訓を蓄積・共有した。また、過去に実施した「森林・林業分野協力に関するセクター評価調査報告書」を基に案件共通の教訓を抽出し、ナレッジサイトに掲載した。さらに、自然環境保全分野の勉強会を月2回程度実施するとともに、その資料をナレッジサイトに掲載し、案件の教訓の共有、職員の専門性向上を図った。

(ウ) ナレッジサイトに案件別業務文書一覧を作成し、基本文書の共有を促進した。

(エ) 定期報告書には必ずしも反映されていないプロジェクトの日々の取組を共有するため、ナレッジサイトにプロジェクトのホームページ、ニューズレター、メールマガジンの一覧を掲載した。

(オ) 参加型自然環境保全・生計向上に関連する案件について、事例分析を行い、今後の案件形成・実施に資する教訓を抽出した。

(カ) 環境教育に関する好事例を収集し、環境教育を実施する上でのポイントを取りまとめ、途上国で環境教育を実施する専門家や協力隊員が活用できる環境教育のテキストの草案やマルチメディア教材を作成した。

⑪環境管理（公害対策）

ア. 環境管理（公害対策）分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 大気汚染・酸性雨：6件

(イ) 水質汚濁：21件

(ウ) 廃棄物処理：24件

(エ) その他環境管理：17件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 環境管理分野の課題別指針の草案を作成した。

(イ) ナレッジサイトに35件の情報を追加し、計54コンテンツとした。

(ウ) 環境管理分野のセミナー・勉強会を計37回開催した。

⑫水資源

ア. 水資源(防災を含む)分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 安全な水の安定した供給：53件

(イ) 総合的な水管理の推進：12件

(ウ) 水質の改善を通じた環境保全：2件

(エ) 防災対策の強化：30件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 水資源分野の課題別指針の改訂草案及び水質管理マニュアルを作成した。また、調査研究「村落給水・衛生改善手法」を実施し、報告書を取りまとめた。

(イ) 防災関連

・「防災」に関する課題別指針案を作成した。

・インドネシア・ジャワ島中部地震において緊急のニーズ調査を実施した。

⑬貧困削減

ア. 貧困削減分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 貧困削減に対する体制整備：12件

(イ) 貧困層の収入の維持・向上：15件

(ウ) 貧困層の基礎的生活の確保：14件

(エ) 外的脅威の軽減：3件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 貧困削減配慮案件のさらなる発掘・形成支援、実施のため、専門家派遣前研修において貧困削減の取組の説明、事例研究を行った。また、専門家や在外事務所からの要請に応じて随時情報提供を行った。

- (イ) 貧困削減タスクフォースにおいて実施した各種セミナー結果、報告書等から抽出した教訓等をナレッジサイトに掲載し、内容の更新・充実を図った。
- (ウ) 参加型地域社会開発研修、貧困削減案件の事例紹介等を通じ、職員の理解促進及び情報共有を図った。また、ニューズレターを発刊し、貧困削減に係る情報共有・発信を促進した。
- (エ) 貧困削減分野の課題別指針の改訂に係る検討会を行い、開発課題体系図案等を作成した。

⑭農業開発・農村開発

ア. 農業・農村分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 政策立案・実施能力の向上：29件
- (イ) 持続可能な農業生産：62件
- (ウ) 安定した食料供給：6件
- (エ) 活力ある農村の振興：25件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 農業・農村開発課題別支援委員会において、地域別指針「中南米における農業・農村開発」を審議し、同指針の骨子案を作成した。
- (イ) 農業・農村開発分野に係る途上国有用技術調査を実施し、日本の大学が開発した（又は開発中の）途上国に適用可能な有用技術に関する基本情報を収集・整理した。また、砂漠化防止のための農村開発アプローチに係る基礎情報を収集した。
- (ウ) 各種統計データや技術協力プロジェクト案件に関する広報資料等を掲載するなどナレッジサイトの内容を拡充し、ナレッジサイトの利用促進を図った。また、ナレッジサイトに業務関連文書一覧を作成してアクセス方法を改善した。
- (エ) 在外主管案件を含む技術協力プロジェクト及び開発調査全てに担当となる課題アドバイザーを配置し、案件形成及びモニタリングの強化を図った。なお、案件の計画・実施に当たっては、住民の視点に立った生活の改善と住民のエンパワーメントを重視し、協力の成果が住民に面的かつ持続的に裨益するよう人間の安全保障に係る部内研修を実施し、概念の理解促進及び実践を図った。また、生活改善のマルチメディア教材に関するセミナーを支援し、同教材の活用を図った。

⑮水産開発

ア. 水産分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 水産資源の有効利用：24件
- (イ) 水産資源の保全：4件
- (ウ) 住民の組織化や行政機関等の能力向上：24件

イ. 協力事業の質の向上を目的として、水産分野の課題別指針案を作成した。また、これまでの水産開発関連案件の教訓を取りまとめ、ナレッジサイトに掲載した。

⑯経済政策

ア. 経済政策分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 財政・金融制度、経済制度の構築：4件
- (イ) 開発途上国側の政策実施・運営能力の向上：25件
- (ウ) 市場経済化の促進：1件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 金融分野の課題別指針を作成した。
- (イ) 在外事務所への技術支援を目的として、特に在外事務所にとって参考にしやすい過去の案件資料を整理し、ナレッジサイトに掲載した。また、当該情報の活用方法や経済政策分野の協力ニーズの把握について、在外事務所向けに勉強会を開催した。
- (ウ) 国内外の関係機関や他ドナーとの連携・情報交換
 - ・財務省、国税庁、金融庁、日本銀行及び機構の五者間における TA (Technical Assistance : 技術協力) 連絡会の実施
 - ・日本政府拠出金による IMF の技術支援に係る財務省国際局との情報交換
 - ・課題別研修「国際課税」に係る国税庁との共同案件形成
 - ・金融分野における技術協力人材に係る IMF との情報交換
 - ・政府系金融機関（政策投資銀行、国民金融公庫等）との技術協力に係る情報交換
 - ・ツーステップローンと技術協力の連携に係る国際協力銀行との意見交換
 - ・証券市場制度運用に係る東京証券取引所及び証券業協会との意見交換
- (エ) 近年重要性が高まっている途上国の公共財政管理に関して、当該分野の協力のあり方を検討す

るための勉強会を継続して開催し、その結果を報告書に取りまとめた。

⑩民間セクター開発

ア. 民間セクター開発分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 中小企業振興：13件
- (イ) 貿易・投資促進：14件
- (ウ) 産業基盤制度整備：11件
- (エ) 産業技術向上：14件
- (オ) 観光開発：3件
- (カ) 地場産業の振興：2件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) アフリカ支援のための案件形成に係る調査・研究の実施
 - ・中小企業分野について、「サブサハラ・アフリカ地域中小企業振興に係る協力方針」（和文・英文）を作成した。
 - ・アフリカ9カ国にプロジェクト形成調査団を派遣し、マラウイで実施中の案件（「一村一品運動のための制度構築と人材養成」）を中心に一村一品運動の紹介を行った。
- (イ) 国際協力銀行及び日本貿易振興機構との連携の強化
 - ・中小企業分野（タイ自動車人材育成計画及び一村一品関連）について、日本貿易振興機構との継続的な意見交換・調整を行った。また、円借款及び技術協力をそれぞれ実施中のチュニジアのプロジェクト（ボルジュセドリアテクノパーク運営管理向上）に関し、国際協力銀行と意見交換を進めた。
 - ・貿易分野について、日本貿易振興機構と継続的な意見交換・調整を行い、エジプト輸出振興センタープロジェクトを開始した。
- (ウ) 課題対応力の強化
 - ・民間セクター開発タスクフォースにおいて、各分野の要望調査票の取りまとめ方法等に関するセミナー（JICA-Netを利用）を在外事務所に対して実施した。
 - ・アセアン地域を対象として、計量標準システムの現状と効果的な技術力に関するプロジェクト研究を実施し、報告書を作成した。
- (エ) 優良プログラム・プロジェクトの形成促進支援
 - ・パレスチナ支援における工業団地開発案件及び観光開発案件形成及びラオスにおける観光案件形成のためのプロジェクト形成調査を実施した。

⑩エネルギー・鉱業

ア. 資源・エネルギー分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 電力・エネルギー：28件
- (イ) 省エネルギー：5件
- (ウ) 資源・鉱業振興：8件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 調査・研究
 - ・エネルギー分野及び資源・鉱業分野の公開セミナー、勉強会をそれぞれ3回、8回実施した。また、「エネルギー」、「資源循環・3R」、「鉱業」の各分野の課題別支援委員会を開催した。
 - ・これまで実施した案件又は実施中の案件について体系的に必要な情報を取りまとめるとともに、教訓についてもナレッジサイトに掲載した。
- (イ) 研修員とのネットワーク連携強化
 - 本邦におけるエネルギー分野、鉱業分野等の研修において機構の取組方針について講義を行うとともに、研修員とのネットワーク強化を図った。

2. 独立行政法人国際協力機構の概要

(1) 業務内容

(ア) 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法 第三条）

(イ) 業務の範囲

- 一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。
 - ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。
 - ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。
 - ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。
- 二 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 次に掲げる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。
 - (1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。）を目的として行われる無償資金協力
 - (2) 条約その他の国際約束に基づく技術協력에密接な関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われる無償資金協力
 - (3) 条約その他の国際約束に基づく技術協력에密接な関連性を有するものとして外務大臣が指定する無償資金協力
 - ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。
- 三 国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該

開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

- イ 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
- ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。
- ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

- (1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修
- (2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
- (3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

- イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。
- ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
- ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

五 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

六 第一号、第三号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること
- 二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

（独立行政法人国際協力機構法 第十三条）

（2）事務所の所在地

〒151-8558 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー6～13 階

Tel : (03) 5352-5311～5314（受付台）、Fax : (03) 5352-5032・5150（総務部）

(3) 資本金の額

88,508百万円(平成19年3月31日現在)

(4) 役員の様況

平成19年3月31日現在の役員の情報は以下の表のとおり。

No	役職名	氏名	就任日	前職
1	理事長	緒方 貞子	H15.10.1	国連難民高等弁務官
2	副理事長	畠中 篤	H15.10.1	駐オーストラリア特命全権大使
3	理事	黒木 雅文	H18.5.8	駐インドネシア国公使
4	理事	松岡 和久	H17.10.1	国際協力事業団アジア第一部長
5	理事	伊沢 正	H17.10.1	経済産業省大臣官房審議官
6	理事	金子 節志	H17.10.1	国際協力機構人事部長
7	理事	上田 善久	H17.10.1	米州開発銀行理事
8	理事	松本 有幸	H18.1.26	農林水産省関東農政局長
9	監事	庵原 宏義	H17.10.1	駐エチオピア特命全権大使
10	監事	船渡 享向	H17.12.16	会計検査院第5局長

(5) 職員の様況

常勤職員数：1,326人(平成19年3月31日現在)

(6) 設立の根拠となる法律

独立行政法人国際協力機構法(平成14年12月6日法律第136号)

(7) 主務大臣

外務大臣

(8) 沿革

- 1962年 海外技術協力事業団が設立され、政府の技術協力事業が一元的に実施される基盤が整備された。
- 1963年 海外移住事業団が設立され、移住者の送付と移住先における支援を一貫して行う体制が整備された。
- 1974年 海外技術協力事業団、海外移住事業団及び(財)海外農業開発財団の業務、並びに(財)海外貿易開発協会の業務の一部が統合され、国際協力事業団(JICA)が発足した。発足当初の業務内容は、技術協力、青年海外協力隊派遣、開発投融資、海外移住、援助人材の養成及び確保であった。
- 1978年 業務内容に無償資金協力の実施促進事業が追加された。
- 1984年 業務内容に青年招へい事業が追加された。

- 1987年 業務内容に災害援助等協力事業が追加された。
- 1988年 業務内容に援助効率促進事業が追加された。
- 1990年 業務内容にシニアボランティア派遣業務が追加された。
- 2001年 特殊法人等整理合理化計画により、国際協力事業団は独立行政法人とすることが決定された。また、開発投融资事業は廃止すること（平成15年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う）、海外移住事業については入植地事業及び移住者送出業務を廃止すること、並びに融資事業は段階的に整理し平成17年度末に廃止すること、が決定された。
- 2003年10月 独立行政法人国際協力機構が発足した。

(9) 組織図

次頁のとおり。

独立行政法人国際協力機構 組織図別紙 在外の体制 (平成19年3月)

事務所 (56カ国) 地域支援事務所 (6地域)

アジア地域

インド	事務所
インドネシア	事務所
ベトナム	事務所
ウズベキスタン	事務所
カンボジア	事務所
スリランカ	事務所
タイ	事務所
(アジア地域支援)	
中華人民共和国	事務所
ネパール	事務所
バングラデシュ	事務所
フィリピン	事務所
マレーシア	事務所
ミャンマー	事務所
モンゴル	事務所
ラオス	事務所
東チモール	事務所
キルギス	事務所
インド	事務所

大洋州地域

パプアニューギニア	事務所
フィジー	事務所
(大洋州地域支援)	

北中米・カリブ地域

アメリカ合衆国	事務所
アルゼンチン	事務所
ドミニカ共和国	事務所
パラグアイ	事務所
ペルー	事務所
ボリビア	事務所
ホンジュラス	事務所
エルサルバドル	事務所
メキシコ	事務所
(中米・カリブ地域支援)	

アフリカ地域

エチオピア	事務所
ガーナ	事務所
ケニア	事務所
(東南部アフリカ地域支援)	
ジンバブエ	事務所
ジブチ	事務所
セネガル	事務所
(西部アフリカ地域支援)	
タンザニア	事務所
ナイジェリア	事務所
マラウイ	事務所
南アフリカ共和国	事務所
(アフリカ地域支援)	
マダガスカル	事務所
モザンビーク	事務所
ニジェール	事務所
ウガンダ	事務所
ブルキナファソ	事務所

中東地域

アフガニスタン	事務所
エジプト	事務所
サウジアラビア	事務所
ヨルダン	事務所
シリア	事務所
チュニジア	事務所
トルコ	事務所
パレスチナ	事務所
モロッコ	事務所

欧州地域

フランス	事務所
バラルカ	事務所